

## 議案第50号

平成27年度おいらせ町一般会計補正予算（第5号）について

平成27年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118,998千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,029,016千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成28年3月3日 提出

おいらせ町長 三村 正太郎